

四日市市告示第117号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、四日市市午起土地区画整理組合の事業計画の変更を令和2年3月26日付で認可したので、同法第39条第4項の規定により公告する。

令和2年3月26日

四日市市長 森 智 広

1 組合の名称及び事務所の所在地

四日市市午起土地区画整理組合

四日市市新浜町14番11号

2 設立認可の年月日

昭和62年8月25日

3 事業施行期間

昭和62年8月25日から令和7年3月31日まで

4 施行地区

四日市市午起三丁目、東新町及び大字四日市字午起の各一部

5 変更内容

東工区の土地利用上の観点から事業の進捗及び実績に合わせ事業施行期間及び資金計画を変更する。

6 変更認可の年月日

令和2年3月26日

(都市整備部市街地整備・公園課)